

## 産学連携の協力推進に関する覚書

豊橋創造大学(以下「甲」という。)と株式会社日本政策金融公庫(以下「乙」という。)とは、甲と乙の豊橋支店国民生活事業との連携を円滑にし、地域を中心とした産学連携を推進するため、次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1条 甲及び乙は、相互に協力して甲の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域中小企業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### (連携窓口の設置)

第2条 甲及び乙は、甲の事務局と乙の豊橋支店国民生活事業に、産学連携の協力推進にかかる窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

### (産学連携についての協議等)

第3条 甲及び乙は、連絡会を開催するなどにより、次の事項について協議、情報交換等を行うものとする。

- (1) 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業の技術ニーズとのマッチングのコーディネート
  - (2) 乙の取引先企業からの技術相談に関する支援
  - (3) 地域中小企業の技術ニーズの情報及びそれに対する情報提供
  - (4) その他産学連携の協力推進にかかる必要事項
- 2 甲及び乙は、業務連携上必要な場合は、個別企業からの依頼に基づき当該企業の紹介を行うものとする。

### (守秘義務等)

第4条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務連携において知り得た情報を、業務連携上必要な範囲を越えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 個別企業の情報及び個人情報を提供する場合は、甲及び乙は各々の責任において、事前に個別企業等から同意を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- 3 本覚書の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

### (複写及び保管等)

第5条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務連携において知り得た情報の複写、複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

### (情報の返還等)

第6条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関しての返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

### (義務違反)

第7条 甲及び乙は、本覚書上の義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

### (有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれか一方が相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項に関わらず、甲又は乙は、相手方に対して1ヵ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく本覚書を失効させることができる。

### (その他)

第9条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ解決する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上各1通を保持する。

平成21年6月16日

甲 住所 豊橋市牛川町松下20番地1  
法人名 豊橋創造大学  
学 長 後藤圭司



乙 住所 豊橋市八町通2丁目15番  
法人名 株式会社日本政策金融公庫豊橋支店  
支店長兼国民生活事業統轄 大泉 正

